

【別紙】減免戻し税等条項別関係書類取扱一覧表

★AEO輸出入者等の簡素な手続きを除く

2024年4月

減免戻し税に係る根拠法令	政令 省令	通達	区分	取扱いの対象	減免戻し税関係書類等	提出方法 (MSX業務による提出の可否)	交付用又は確認用の書類等に係る取扱い	事後確認用書類	申告書への表示
関税定率法第10条 (変質、損傷物品の減税又は戻し税等)	令3	10-6(1)	輸入	1項(減税)	変質・損傷減税明細書(T-1010)	MSX	-	-	Y
	令3の4	10-15		4項(控除)	①被災貨物についての関税払戻し(減額・控除)申請書(T-1040) ②被災貨物届出書(T-1020)(税関が交付したもの) ③輸入許可書等	-	-	-	-
関税定率法第11条 (加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)	令5	11-3	輸出	全て	①加工・修繕輸出貨物確認申告書(T-1050)(交付) ②加工・修繕のため輸出するものであることを証する書類(契約書等)(返付) ③同一性確認のための資料(返付)	MSX	交付	確認後返付	Y
	令5の2	11-4			①加工・修繕・組立製品減税明細書(T-1060) ②加工・修繕輸出貨物確認申告書(T-1050)(税関が交付したもの) ③加工・修繕のため輸出するものであることを証する書類(契約書等)(輸出の際に税関が返付したもの) ④輸出許可書等 ⑤同一性確認のための資料(輸出時に税関の確認を受けた場合)		(MSX)※1		
関税定率法第13条 (製造用原材料の減税又は免税)	令7	13-11(1)	輸入	全て	製造用原材料・輸出貨物製造用原材料減税明細書(T-1100)	MSX	-	○ (保税用)	Y
関税定率法第14条第1号 (無条件免税・内廷用品)	-	14-1(3)	輸入	全て	宮内庁からの内廷用品である旨の通知	MSX	-	-	Y
関税定率法第14条第3号の2 (無条件免税・国連寄贈品等)	-	14-4(5)	輸入	全て	国連、その他専門機関から寄贈されたものであることを証明する書類 (仕入書等で確認できれば不要)	MSX	-	-	Y
関税定率法第14条第5号 (無条件免税・国の専売品(あへん))	-	14-7	輸入	全て	厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長が発行する委託書又は委託を証する書類	MSX	-	-	Y
関税定率法第14条第9号 (無条件免税・在外公館から送還された公用品)	-	14-14	輸入	全て	外務省大臣官房在外公館課長の発給した在外公館からの送還品である旨の証明書	MSX	-	-	Y

※1 同一性確認のための資料は、必要がある場合に提出。

減免戻し税に係る根拠法令	政令省令	通達	区分	取扱いの対象	減免戻し税関係書類等	提出方法 (MSX業務による提出の可否)	交付用又は確認用の書類等に係る取扱い	事後確認用書類	申告書への表示			
関税定率法第14条第10号 (無条件免税・再輸入貨物)	-	14-15(6)	輸出	全て	同一性確認のための資料(再輸入されることがあらかじめ判明しているものや任意で提出してきた場合) ※「関税減免戻税コード(輸出)」を利用することにより、区分1となった場合でも、「1Y(簡易審査・書類提出要)」となりMSX業務が可能	(MSX)※1	確認後返付	-	Y			
	令16①	14-15										
	令16②	19-16(7)		下記以外	① 輸出許可書等	MSX	-	-	Y			
					② 同一性確認のための資料(輸出時に税関の確認を受けた場合)							
	19の2-5 (2)(3)	19-16(7)	輸入	令16条2項に該当する場合	① 輸出貨物の製造用原料品による貨物製造報告書又は貨物製造証明書 ※税関(輸出担当部門)が是正を行い交付したもの、法第19条参照	MSX	-	-	Y			
					② 輸出許可書等							
				法19条の2(免税)関係	① 内貨原料品による製品に係る確認申請書 ※税関が交付したもの、法第19条の2参照<回収、一部の場合は是正>	MSX	是正後返付 (一部の場合)	-				
					② 輸出許可書等(付記)							
関税定率法第14条第11号 (無条件免税・容器)	令16①	14-16	輸入	下記以外	輸出許可書等	MSX	-	-	Y			
	令16②	19-16(7)			令16条2項に該当する場合	MSX	-	-				
					① 輸出貨物の製造用原料品による貨物製造報告書又は貨物製造証明書 ※税関(輸出担当部門)が是正を行い交付したもの、法第19条参照							
					② 輸出許可書等							
		法19条の2(免税)関係		① 内貨原料品による製品に係る確認申請書 ※税関が交付したもの、法第19条の2参照<回収、一部の場合は是正>	MSX	是正後返付 (一部の場合)	-					
				② 輸出許可書等(付記)								
関税定率法第14条第13号 (無条件免税・遭難船舶等の解体材)	-	14-17	輸入	全て	遭難の事実を証明する書類等	MSX	-	-	Y			
関税定率法第14条第14号 (無条件免税・事故積み戻し)	令16①	-	輸入	下記以外	輸出許可書等	MSX	-	-	Y			
	令16②	19-16(7)			令16条2項に該当する場合	MSX	-	-				
					① 輸出貨物の製造用原料品による貨物製造報告書又は貨物製造証明書 ※税関(輸出担当部門)が是正を行い交付したもの、法第19条参照							
					② 輸出許可書等							
		法19条の2(免税)関係		① 内貨原料品による製品に係る確認申請書 ※税関が交付したもの、法第19条の2参照<回収、一部の場合は是正>	MSX	是正後返付 (一部の場合)	-					
				② 輸出許可書等(付記)								

※1 同一性確認のための資料は、必要がある場合に提出。

減免戻し税に係る根拠法令	政令省令	通達	区分	取扱いの対象	減免戻し税関係書類等	提出方法 (MSX業務による提出の可否)	交付用又は確認用の書類等に係る取扱い	事後確認用書類	申告書への表示	
関税定率法第14条の2 (再輸入減税)	令16の5	14の2-1	輸入	全て	① 輸入原料品等の関税の額の証明申出書(T-1180) (輸出地、保税工場所在地の税関が交付したもの) ② 輸出許可書等	MSX	-	-	Y	
関税定率法 第14条の3 (外国で採捕された水産物等の減税又は免税)	令16の6	14の3-1 (5)	輸入	1項 (免税)	① 採捕証明書(任意様式、船長等の記名のもの) ② 本邦の在外公館、現地の官公署等が発給した採捕証明書(①の書類にこれらの機関が確認したものでもよい) ③ 農林水産大臣が発給する陸揚げ等の指令書(他の船舶に積み替えられ又は外国で陸揚げされた後本邦に運送された場合) ④ 加工等証明書(任意様式、船長等の記名のもの)(船舶内で加工・製造された場合)	MSX	-	-	Y	
	令16の7	14の3-2 (5)			① 水産物加工製品についての承認申請書(T-1190)(税關承認済みのもの) ② 水産物加工製品減税明細書(T-1200) ③ 加工等証明書(任意様式、船長等の記名のもの) ④ 本邦の在外公館、現地の官公署等が発給した加工等証明書(③の書類にこれらの機関が確認したものでもよい)	MSX	-	-	Y	
関税定率法 第15条 (特定用途免税)	令19①	15-1(14)	輸入	1項1号	標本・学術研究用品等・寄贈物品免税明細書(T-1220)	MSX	-	○	Y	
	令20	15-2(3) 15-3(6) 15-5(4) 15-6(3)		1項2号～5号	① 標本・学術研究用品等・寄贈物品免税明細書(T-1220) ② 寄贈の事実を証する書類 ③ 都道府県又は市町村長の証明書(受贈者が法第1項第3号に規定する施設を経営する者で国及び地方公共団体以外の者であるとき) ④ 【寄贈された物品が給与品である場合】 支給計画明細書(受贈者が社会福祉事業を行う施設である場合)	MSX	-	○	Y	
	令21の2	15-7(4)			1項5号の2	博覧会等における使用物品免税明細書(T-1240)	MSX	-	○	Y
	令24	15-8(8)			1項8号	① 機械類等免税明細書(T-1270) ② 国産困難等の確認書(T-1260)(国産困難等の確認申請書(T-1250)を添付して税関が交付したもの)(規則第6条第13号の場合)	MSX	-	○	Y
	令25	15-9		1項9号	① 自動車等の引越荷物免税申請書(T-1280) ② 携帯品・別送品申告書(入国の際税關の確認を受けたもの)(回収、一部の場合は付記) ③ パスポート(入国及びその同伴家族のもの)(提示するのみで足りる) ④ (自動車の場合)登録書又は所有権証書等 (船舶又は航空機の場合)登録証又は所有権証書等の公的書類	MSX	承認後交付	○	Y	
	令25の3	15-10			1項10号	機械類等免税明細書(T-1270)(令第25条の2、2号、4号の場合は任意様式(機械類等免税明細書に準ずる内容))	MSX	-	○	Y

減免戻し税に係る根拠法令	政令 省令	通達	区分	取扱いの対象	減免戻し税関係書類等	提出方法 (MSX業務による提出の可否)	交付用又は確認用の書類等に係る取扱い	事後確認用書類	申告書への表示	
関税定率法 第16条 (外交官用貨物等の免税)		16-4	輸入	1項	外務省大臣官房儀典総括官からの簡易通関依頼書等(輸入許可前に提出)	書面	-	-	T	
関税定率法 第17条 (再輸出免税)	令34	17-2	輸入	全て	① 再輸出貨物減免税明細書(T-1340) ② 同一性確認のための資料(返付)	MSX (MSX)※1	- 確認後返付	○ -	Y	
	令39	17-6	輸出	全て	① 再輸出免税貨物加工証明書(T-1380)(1項1号:輸入後加工された貨物の場合) ② 輸入許可書等(付記)※2 ③ 同一性確認のための資料(輸入時に税関の確認を受けた場合)	MSX (MSX)※1	- 付記後交付 確認後返付	- -	Y	
関税定率法 第19条 (輸出貨物の製造用原材料品の減税、免税又は戻し税等)	令49	19-2	輸入	減免税を適用する場合	製造用原材料品・輸出貨物製造用原材料品減免税明細書(T-1100)	MSX	-	○ (保税用)	Y	
	令51	19-2 19-4(7)	輸出	製造用原材料品を使用した貨物	① 製品検査書(製造用原材料品・輸出貨物製造用原材料品による製造終了届(T-1120)に検査済証明印押印のもの) (輸出貨物製造用原材料品の免税等に係る承認申請書(T-1450)(税関が承認したもの)を添付) ② 輸入許可書等(付記)※2	MSX	-	-	Y	
	令53の2	19-16		戻し税に係る原材料品を使用した貨物	① 輸出貨物の製造用原材料品による貨物製造報告書・貨物製造証明書(T-1490)(付記及び交付) ② 精製糖引渡証明書(T-1510)(原材料品が精製糖の場合)	MSX	付記後交付	-	Y	
	令54	19-22			① 輸出貨物の製造用原材料品による貨物製造報告書・貨物製造証明書(T-1490) ② 精製糖引渡証明書(T-1510)(原材料品が精製糖の場合) ③ 輸出貨物の製造用原材料品に係る関税払戻し(減額・控除)申請書(T-1520) ④ 輸入許可書等		付記後交付			
		6項 (控除)		MSX	-	-	-			
関税定率法 第19条の2 (課税原材料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等)	令54の2	19の2-2	輸出	1項 (免税)	内貨原材料品による製品に係る確認申請書(T-1580)(所要の記載及び返付)	MSX	所要の記載及び返付	-	Y	
	令54の9	19の2-10		2項 (戻し税)	① 課税原材料品による製品の輸出に係る関税払戻し(減額・控除)申請書(T-1620) ② 課税(未納税)原材料品による輸出貨物の製造終了報告書(T-1610)(税関の確認を受けたもの) ③ 輸入許可書等	MSX	-	-	Y	
	令54の11	19の2-13		4項 (控除)	① 課税原材料品による製品の輸出に係る関税払戻し(減額・控除)申請書(T-1620) ② 課税(未納税)原材料品による輸出貨物の製造終了報告書(T-1610)(税関の確認を受けたもの) ③ 輸入許可書等	MSX	-	-	-	
	令54の3	19の2-4		1項 (免税)	① 内貨原材料品による製品の輸出に係る関税の免税明細書(T-1590) ② 内貨原材料品による製品に係る確認申請書(T-1580)(税関が交付したもの)(回収、一部の場合は裏落とし)	MSX	- 所要の記載及び返付 (一部の場合)	-	Y	

※1 同一性確認のための資料は、必要がある場合に提出。

※2 交付用の書面について、輸出の許可の日の翌日から3日以内の提出が困難な場合は、必要な書類が揃い次第速やかに提出。

減免戻し税に係る 根拠法令	政令 省令	通達	区分	取扱い の対象	減免戻し税関係書類等	提出方法 (MSX業務による 提出の可否)	交付用又は確認用の 書類等に係る取扱い	事後確認用 書類	申告書 への 表示			
関税定率法 第19条の3 (輸入時と同一状態で再輸出される 場合の戻し税等)	令54の 13	19の3-2 19の3-3	輸入	全て	再輸出貨物確認申請書(T-1625)(返付)	MSX	確認後返付	-	-			
	令54の 16	19の3-5	輸出	1項(再輸出)	① 輸入時と同一状態で再輸出される貨物の関税払戻し(減額)申請書」(T-1627)	MSX	-	-	Y			
					② 再輸出貨物確認申請書(T-1625)(税関が返付したもの)(一部の場合は裏書き)		確認後返付					
関税定率法 第20条 (違約品を再輸出した場合の戻し税 等)	令56	20-4	輸出		③ 輸入許可書等(一部の場合は裏書き)							
	令56の4	20-16			① 違約品等の輸出に係る関税払戻し(減額・控除)申請書(T-1640)	MSX	-	-	Y			
					② 違約品等保税地域搬入届(T-1630)(税関が交付したもの)							
					③ 違約品等であることを証する書類							
関税定率法 第20条の2 (軽減税率適用貨物の用途外使用 の制限等)	令58①	20の2-1	輸入	令57条1号～14号 (9号除く)	軽減税率等適用明細書(T-1670)	MSX	-	○	Y			
	令58②			令57条9号	① 軽減税率等適用明細書(T-1670)		-	○	G			
					② 農林水産大臣又は経済産業大臣の証明書(裏落し)	(書面)※3	付記後返付					

※3 MSX業務にて添付できるが、輸入の許可の日の翌日から3日以内に原本の提出が必要。(HYS業務による場合は、原本の提出は不要。)

減免戻し税に係る 根拠法令	政令 省令	通達	区分	取扱い の対象	減免戻し税関係書類等	提出方法 (MSX業務による 提出の可否)	交付用又は確認用の 書類等に係る取扱い	事後確認用 書類	申告書 への 表示
関税暫定措置法 第4条 (航空機部分品等の免税)	令8	4-1	輸入	令7条1号、2号、4号	機械類等免税明細書(T-1270)	MSX	-	○	Y
				令7条3号、5号	① 機械類等免税明細書(T-1270) 機械類等免税明細書(工場承認用)(交付) ② 国産困難等の確認書(T-1260)(国産困難等の確認申請書(T-1250)を添付して税 関が交付したもの)(規則第1条の4の場合)		-	○	
				下記以外の場合	① 加工・組立輸出貨物確認申告書(P-7700)(交付) (2回目以降は税関交付のものを提示) ② 加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類(返付)(2回目以降は 税関交付のものを提示) ③ 生地見本等(返付)(2回目以降は省略)(確認申告書等で必要事項が確認でき ない場合)		交付	Y	
					① 加工・組立輸出貨物確認申告書(P-7700) 契約実績表(総括・個別)(P-7700-2, 3)(交付) (2回目以降は税関交付のものを提示) ② 生地見本等(返付)(2回目以降は省略)(確認申告書等で必要事項が確認でき ない場合)		確認後返付		
関税暫定措置法 第8条 (加工又は組立てのため輸出され た貨物を原材料とした製品の減税)	令22	8-4	輸出	令22条2項ただし書き 該当貨物の場合	① 加工・修繕・組立製品減免税明細書(T-1060) ② 附属書(P-7710)(交付及び裏落し)(2回目以降は税関交付のものを提示) ③ 加工・組立輸出貨物確認申告書(P-7700)(税関が交付したもの) ④ 加工又は組立てを証する書類(税関が交付したもの) ⑤ 加工仕様書等、マーキング仕様書等(加工内容、用尺を確認するための資料) ⑥ 輸出許可書等 ⑦ 生地見本等(提示)(税関の確認を受けたもの)(輸出時に生地見本を提出した場 合)	MSX	交付	Y	
					② 附属書(P-7710)(交付及び裏落し)(2回目以降は税関交付のものを提示) ③ 加工・組立輸出貨物確認申告書(P-7700)(税関が交付したもの) ④ 契約実績表(総括・個別)(P-7700-2, 3)(税関の確認を受けたもの)(裏落し) ⑤ 加工又は組立てを証する書類		確認後返付		
					⑥ 加工仕様書等、マーキング仕様書等(加工内容、用尺を確認するための資料) ⑦ 輸出許可書等 ⑧ 生地見本等(提示)(税関の確認を受けたもの)(輸出時に生地見本を提出した場 合)		確認後返付		
					① 加工・修繕・組立製品減免税明細書(T-1060)		-	Y	
				令22条2項ただし書き 該当貨物の場合	② 附属書(P-7710)(交付及び裏落し)(2回目以降は税関交付のものを提示) ③ 加工・組立輸出貨物確認申告書(P-7700)(税関が交付したもの) ④ 契約実績表(総括・個別)(P-7700-2, 3)(税関の確認を受けたもの)(裏落し) ⑤ 加工又は組立てを証する書類		交付		
	令23	8-5	輸入		⑥ 加工仕様書等、マーキング仕様書等(加工内容、用尺を確認するための資料) ⑦ 輸出許可書等 ⑧ 生地見本等(提示)(税関の確認を受けたもの)(輸出時に生地見本を提出した場 合)	MSX	-	Y	
					① 加工・修繕・組立製品減免税明細書(T-1060)		-		
					② 附属書(P-7710)(交付及び裏落し)(2回目以降は税関交付のものを提示) ③ 加工・組立輸出貨物確認申告書(P-7700)(税関が交付したもの) ④ 契約実績表(総括・個別)(P-7700-2, 3)(税関の確認を受けたもの)(裏落し) ⑤ 加工又は組立てを証する書類		交付		
					⑥ 加工仕様書等、マーキング仕様書等(加工内容、用尺を確認するための資料) ⑦ 輸出許可書等 ⑧ 生地見本等(提示)(税関の確認を受けたもの)(輸出時に生地見本を提出した場 合)		確認後返付		

減免戻し税に係る根拠法令	政令省令	通達	区分	取扱いの対象	減免戻し税関係書類等	提出方法 (MSX業務による提出の可否)	交付用又は確認用の書類等に係る取扱い	事後確認用書類	申告書への表示
関税暫定措置法 第8条の7 (加工又は修繕のため輸出された貨物の免税)	令31の3	8の7-2	輸出	下記以外の場合	① 加工・修繕輸出貨物確認申告書(経済連携協定関係)(P-7720)(交付) (2回目以降は税関交付のものを提示)	MSX	交付	-	Y
					② 加工又は修繕のため輸出するものであることを証する書類(契約書等)(返付) (2回目以降は税関交付のものを提示)		確認後返付		
					③ 同一性確認のための資料(返付)	(MSX)※1			
		8の7-3	輸入	下記以外の場合	① 加工・修繕・組立製品減免税明細書(T-1060)	MSX	交付	-	Y
					② 加工・修繕輸出貨物確認申告書(経済連携協定関係)(P-7720) (税関が交付したもの)				
					③ 加工又は修繕のため輸出するものであることを証する書類(契約書等) (税関の確認を受けたもの)				
					④ 輸出許可書等				
					⑤ 同一性の確認のための資料(輸出時に税関の確認を受けた場合)	(MSX)※1	確認後返付		
		8の7-3	輸入	下記以外の場合	① 加工・修繕・組立製品減免税明細書(T-1060)	MSX	-	-	Y
					② 加工・修繕輸出貨物確認申告書(経済連携協定関係)(P-7720) 契約実績表(総括・個別)(P-7700-2, 3) (①加工・組立輸出貨物確認書(P-7720)の裏面で手続きを行わない場合)(交付) (2回目以降は税関交付のものを提示)				
					③ 加工又は修繕のため輸出するものであることを証する書類(契約書等)				
					④ 輸出許可書等				
					⑤ 同一性の確認のための資料(輸出時に税関の確認を受けた場合)	(MSX)※1	確認後返付		

※1 同一性確認のための資料は、必要がある場合に提出。

減免戻し税に係る根拠法令	政令 省令	通達	区分	取扱いの対象	減免戻し税関係書類等	提出方法 (MSX業務による提出の可否)	交付用又は確認用の書類等に係る取扱い	事後確認用書類	申告書への表示
関税暫定措置法 第9条 (軽減税率等の適用手続)	令33	9-1	輸入	令32条1項1号(学校給食用ミルク及びクリーム)	① 軽減税率等適用明細書(T-1670)	MSX	-	○	Y
					② 学校給食用のミルク及びクリームである旨を記載した文部科学大臣又は内閣総理大臣の証明書				
					③ 関税割当証明書(裏落し)		(書面)※4	付記後返付	
				令32条1項2号～11号及び2項1号～10号(2号、8号を除く)	① 軽減税率等適用明細書(T-1670)	MSX	-	○	Y
					② 関税割当証明書(裏落し)		(書面)※4	付記後返付	
				令32条1項7号(飼料用とうもろこし)で税関長が予め確認を行った施設において供される場合	① 軽減税率等適用明細書(T-1670)	MSX	-	○	Y
					② 共同利用施設確認書の写し				
					③ 関税割当証明書(裏落し)		(書面)※4	付記後返付	
				令32条1項8号(製造用とうもろこし)のうち、コーンフレーク用のもので製造業者に委託して行う場合	① 軽減税率等適用明細書(T-1670)	MSX	-	○	Y
					② 委託加工契約書の写し				
					③ 関税割当証明書(裏落し)		(書面)※4	付記後返付	
				令32条1項12号(エチルアルコール)	① 軽減税率等適用明細書(T-1670)	MSX	-	○	Y
					② 経済産業大臣の証明書(裏落し)		(書面)※5	付記後返付 (一部の場合)	
				令32条1項13号～15号	軽減税率等適用明細書(T-1670)	MSX	-	○	Y
				令32条2項2号(配合飼料製造用ホエイ等)	① 軽減税率等適用明細書(T-1670)	MSX	-	○	Y
					② 農林水産省令で定める方法により青色に着色したものである旨を記載した農林水産大臣の証明書				
				令32条2項8号(高糖度原料糖)	① 軽減税率等適用明細書(T-1670)	MSX	-	○	Y
					② 農林水産省令で定める方法により精製するその他甘しや糖である旨を記載した農林水産大臣の証明書				
関税暫定措置法 第9条の2 (経済連携協定に基づく製造用原材料に係る譲許の便益の適用)	令33の5	9の2-11	輸入	全て	製造用原料品譲許の便益適用明細書(P-1100)	MSX	-	○ (保税用)	Y

※4 関税割当証明書については、MSX業務にて添付できるが、輸入の許可の日の翌日から3日以内に原本の提出が必要。(NACCSによる数量管理を行っていない場合に限る。)

※5 MSX業務にて添付できるが、一部通関の場合は、輸入の許可の日の翌日から3日以内に原本の提出が必要。(HYS業務による場合は、原本の提出は不要。)

減免戻し税に係る根拠法令	政令省令	通達	区分	取扱いの対象	減免戻し税関係書類等	提出方法 (MSX業務による提出の可否)	交付用又は確認用の書類等に係る取扱い	事後確認用書類	申告書への表示
酒税法 第29条	令36		輸出	輸出者が輸出免税適用のために酒類が輸出されたことの証明を受けようとする場合	輸出申告書付表(輸出免税酒類の明細)(CC1-5417)(交付) (2部) ※輸出した物品の品名ごとの数量及び価額が明らかに区分記載された輸出申告に係る搭載確認通知書又は積込確認印の押印を受けた輸出許可通知書が輸出証明書として取り扱うことが可能であるため、輸出申告書付表が省略される場合があるが、この場合は内国消費税免税法令コードのMが入力され、Y表示にはならない。	(書面)※6	交付	-	Y
酒税法 第28条の3	令35		輸入		① 未納税引取承認申請書(CC1-5402)(交付) (2部) ② 未納税引取場所適格証明書(CC1-5403)(引取先所轄税務署長の証明済みのもの) ※既に数回にわたり酒類を未納税引取した事績がある場合等で、取締上支障がないと認められる場合は不要。	(書面)※3 MSX	交付 -	-	G
たばこ税法 第14条	令7		輸出	輸出者が輸出免税適用のために製造たばこが輸出されたことの証明を受けようとする場合	輸出申告書付表(たばこ税及びたばこ特別税輸出免税製造たばこの明細)(CC2-3210)(交付) (2部) ※輸出した物品の品名ごとの数量及び価額が明らかに区分記載された輸出申告に係る搭載確認通知書又は積込確認印の押印を受けた輸出許可通知書が輸出証明書として取り扱うことが可能であるため、輸出申告書付表が省略される場合がある。	(書面)※6	交付	-	Y
たばこ税法 第13条	令5		輸入		未納税引取承認申請書(CC2-3036)(交付) (2部)	(書面)※3	交付	-	G
揮発油税法 第15条	令9		輸出	輸出者が輸出免税適用のために揮発油が輸出されたことの証明を受けようとする場合	輸出免税課税物件輸出証明申請書(CC2-3035-1)(交付) (2部) ※輸出した物品の品名ごとの数量及び価額が明らかに区分記載された輸出申告に係る搭載確認通知書又は積込確認印の押印を受けた輸出許可通知書が輸出証明書として取り扱うことが可能であるため、輸出申告書付表が省略される場合がある。	(書面)※6	交付	-	Y
揮発油税法 第14条の3	令6		輸入		① 未納税引取承認申請書(CC2-3036)(交付) (2部) ② 移入場所に係る揮発油税及び地方揮発油税に関する納税証明書 *引取実績が3回以上であれば添付省略可能	(書面)※3 (書面)※7	交付 -	-	G
揮発油税法 第16条の2	令10の2		輸入		揮発油税灯油免税引取承認申請書(CC2-3307)(交付) (2部)	(書面)※3	交付	-	G
揮発油税法 第16条の5	令10の7		輸入		① 挥発油税航空機燃料用免税揮発油引取承認申請書(CC2-3306)(交付) (2部) ② 航空機用であることを証明する書類	(書面)※3 MSX	交付 -	-	G
石油ガス税法 第11条	令5		輸出	輸出者が輸出免税適用のために石油ガスが輸出されたことの証明を受けようとする場合	石油ガス税輸出免税課税物件輸出証明書(CC2-3035-1)(交付) (2部) ※輸出した物品の品名ごとの数量及び価額が明らかに区分記載された輸出申告に係る搭載確認通知書又は積込確認印の押印を受けた輸出許可通知書が輸出証明書として取り扱うことが可能であるため、輸出申告書付表が省略される場合がある。	(書面)※6	交付	-	Y

※3 MSX業務にて添付できるが、輸入の許可の日の翌日から3日以内に原本の提出が必要。(HYS業務による場合は、原本の提出は不要。)

※6 MSX業務にて添付できるが、輸出の許可の日の翌日から3日以内に原本の提出が必要。

※7 MSX業務にて添付できるが、輸入の許可の日の翌日から3日以内に原本の提出が必要。

減免戻し税に係る 根拠法令	政令 省令	通達	区分	取扱い の対象	減免戻し税関係書類等	提出方法 (MSX業務による 提出の可否)	交付用又は確認用の 書類等に係る取扱い	事後確認用 書類	申告書 への 表示
石油ガス税法 第13条	令10			輸入	① 特定用途免税引取承認申請書(CC2-3036)(交付) (2部)	(書面)※3	交付	-	G
					② 原料用又は熱源用であることを証する書類	MSX	-		
石油石炭税法 第11条	令11		輸出	輸出者が輸出免税適用のため原油、ガス状炭化水素又は石炭が輸出されたことの証明を受けようとする場合	輸出申告書付表(石油石炭税輸出免税原油等の明細)(CC2-3512)(交付) ※輸出した物品の品名ごとの数量及び価額が明らかに区分記載された輸出申告に係る搭載確認通知書又は積込確認印の押印を受けた輸出許可通知書が輸出証明書として取り扱うことが可能であるため、輸出申告書付表が省略される場合がある。	(書面)※6	交付	-	Y
租税特別措置法 第89条の4	令47の 10			輸入	① 特定用途免税引取承認申請書(CC2-3306)(交付) (2部)	(書面)※3	交付	-	G
					② 承認を必要とする事実を証する書類	MSX	-		
租税特別措置法 第90条の2	令48の4			輸入	① 特定用途免税引取承認申請書(CC2-3306)(交付) (2部)	(書面)※3	交付	-	G
					② 承認を必要とする事実を証する書類	MSX	-		
租税特別措置法 第90条の3の3	令48の6		輸入	法90条の3の3 1項1号(苛性ソーダ製造に係る発電用石炭)	① 石油石炭税軽減引取承認申請書(CC2-3516-3)(交付) (2部)	(書面)※7	交付	○	G
					② 経済産業大臣の証明書(裏落し)		付記後返付		
				法90条の3の3 1項2号(塩製造に係る発電用石炭)	① 石油石炭税軽減引取承認申請書(CC2-3516-3)(交付) (2部)	(書面)※7	交付	○	G
					② 財務大臣の証明書(裏落し)		付記後返付		
租税特別措置法 第90条の4	令48の9			輸入	石油石炭税免税引取承認申請書(CC2-3515)(交付) (2部) ※関税暫定措置法第9条第1項の軽減税率の適用を受けようとする場合は、軽減税率適用明細書に必要事項を付記で可能	(書面)※7	交付 (ただし、軽減税率適用明細書に付記の場合は交付無し)	○	G
租税特別措置法 第90条の4の2	令48の 10			輸入	① 石油石炭税免税引取承認申請書(CC2-3516-2)(交付) (2部)	(書面)※7	交付	○	G
					② 経済産業大臣の証明書(裏落し)		付記後返付		
租税特別措置法 第90条の4の3	令48の 11			輸入	① 石油石炭税免税引取承認申請書(CC2-3516-2)(交付) (2部)	(書面)※7	交付	○	G
					② 経済産業大臣の証明書(裏落し)		付記後返付		

※3 MSX業務にて添付できるが、輸入の許可の日の翌日から3日以内に原本の提出が必要。(HYS業務による場合は、原本の提出は不要。)

※6 MSX業務にて添付できるが、輸出の許可の日の翌日から3日以内に原本の提出が必要。

※7 MSX業務にて添付できるが、輸入の許可の日の翌日から3日以内に原本の提出が必要。